

「子ども・子育て支援事業計画」及び計画策定における利用希望の把握「ニーズ調査」の実施について

1 制度上の位置付け

利用希望の把握（ニーズ調査の実施） → 子ども・子育て支援事業計画の策定

●子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について、「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載

●「量の見込み」は、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定

●子ども・子育て支援法 →

- ・子どもの数、子どもの保護者の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向等を勘案して作成
- ・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努める
- ・これらの事情を勘案して作成するように努める

▶▶▶ 子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望を把握する必要性が高い
（※次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし）

《参考》

子ども・子育て支援法第62条（抄）

- 1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2 計画の概要

市町村子ども・子育て支援事業計画とは→

市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとした。（法第61条及び第62条）

- 計画期間：平成27年4月から平成32年3月まで（5か年）
- 計画の趣旨：「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、その他「子ども・子育て関連3法」に基づく取組について、地域のニーズを反映して策定する。

《計画の主な記載内容》

一 必須事項一

▶ 幼児期の学校教育・保育、地域における子ども・子育てに関する施策に係る事業量の見込み及びその提供体制の確保の内容と実施時期

※ニーズ調査結果を踏まえて量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期を明記する

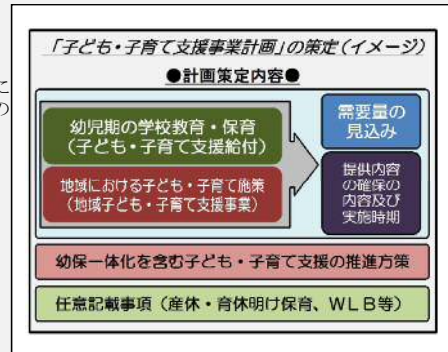
▶ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

一 任意事項一

▶ 産後休業、育児休業明けのスムーズな保育利用の方策

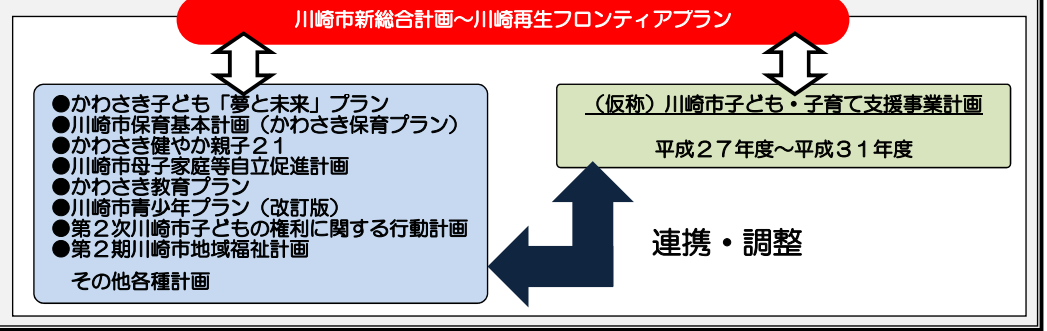
▶ 都道府県が行う事業との連携方策

▶ 職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）に関すること など



3 現行制度との調整

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、市の基本方針である「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」をはじめ、川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』など、子ども・子育てに関する各種計画との整合性を図る必要があります。



4 計画の構成案（イメージ）

■計画の策定にあたって

- ・策定の背景と趣旨 ・計画の位置づけ ・計画の期間 ・計画の対象 等
- ・これまでの取組状況（次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン）

■子どもと家庭をとりまく環境の変化

- ・子どもをめぐる状況 ・川崎市の子どもと家庭の現状 等

■計画の基本方向

- ・基本的視点 ・基本理念 ・基本目標 ・施策の体系 等

■子ども・子育て支援の充実に向けた取組

- ・事業量の設定 ・実施の時期 等

■計画の推進に向けて

- ・家庭、地域、企業、行政の役割 ・計画の進行管理 等

■資料編



5 制度の実施に向けた今後のスケジュール（イメージ）



(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、国の基本指針に即して、5年を1期とする「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保、その他「子ども・子育て支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとしている。(→ 法第61条及び第62条)

●計画(骨子案)イメージ

※標題案、標題に対応する記載事項等を示す。

■計画の策定にあたって

- ・策定の背景と趣旨(少子高齢化、経済社会的状況、人口構造バランス、国の動向 等)
- ・計画の位置付け(法的根拠、現行計画と関係・今後の調整、計画の数的根拠→ニーズ調査 等)
- ・これまでの子ども・子育て支援に向けた取組(次世代育成支援対策行動計画を振り返って 等)

■子どもと家庭を取り巻く環境の変化

- ・子どもをめぐる状況(格差、多様な働き方、児童虐待、若者の自立、地域の育児力の低下 等)
→ 総論… 国等、広域的な子ども・子育てに関する状況
- ・川崎市の子どもと家庭の状況(人口、人口構成、人口動態、家庭の状況 等)
→ 各論… 川崎市における子ども・子育てに関する状況

■計画の基本方向

- ・計画の基本的視点 ▶▶▶ 計画策定にあたっての基本的な視点を項目建て
- ・計画の基本理念 ▶▶▶ 計画策定にあたっての目指すべき理念
- ・計画の基本目標 ▶▶▶ 具体的な取組に向けての目標の項目建て
- ・施策体系 ▶▶▶ 子ども・子育て支援の充実に向けた個別施策の体系

■子ども・子育て支援の充実に向けた取組

・計画期間(5年)における年度ごとの教育・保育等の提供に係る取組

- 教育・保育の提供区域の設定
- 教育・保育の量の見込み、量の確保に向けた提供体制、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の目標事業量、量の確保に向けた提供体制、実施時期

→ 子ども・子育て支援の充実に向けたニーズの把握(ニーズ調査)の結果を踏まえた量の確保が必要

※「量の見込み」=「現在の利用状況」+「今後の利用希望」

・次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン における取組

- 子どもの権利を尊重する社会づくり
- 家庭の育てる力を支える仕組みづくり
- 子育て家庭を支援する地域づくり
- 親と子の心とからだの健康づくり
- 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり
- 子どもと子育てにやさしいまちづくり

《参考》

かわさき子ども「夢と未来」プランに掲げられた基本目標1~6

■計画の推進に向けて

- ・計画の推進に向けた役割(→ 家庭、地域、企業、行政 等)
- ・計画の進行管理(→ 計画の進捗管理、事業評価、情報公開 等)

■資料編

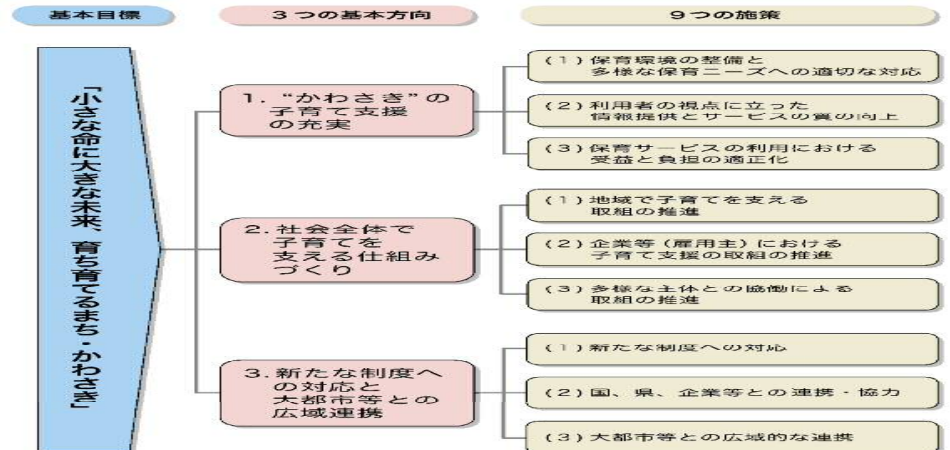
・計画策定にあたっての資料(→ 検討経過、検討体制、算定資料 等)

《参考》

●川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン(後期計画) 施策の体系



●第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン) 計画の体系図



子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「その確保の内容」について

「量の見込み」については、子ども・子育て支援の充実にに向けたニーズの把握（ニーズ調査）の結果等を踏まえ、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」を勘案して設定する。

＜設定例＞ 年度ごとの施設及び事業の必要な「量」を見込み、それに対応した「確保の内容」を設定する

1 子ども・子育て支援給付（例）

【区別・認定区分別】

川崎区	①量の見込み	平成 27 年度				平成 28 年度 ～30 年度省略	平成 31 年度			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号	
		3-5歳 学校教育	3-5歳 保育必要	1-2歳 保育必要	0歳 保育必要		3-5歳 学校教育	3-5歳 保育必要	1-2歳 保育必要	0歳 保育必要
②確保の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業 その他									
②-①										
幸区～多摩区（省略）										
麻生区	①量の見込み	平成 27 年度				平成 28 年度 ～30 年度省略	平成 31 年度			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号	
		3-5歳 学校教育	3-5歳 保育必要	1-2歳 保育必要	0歳 保育必要		3-5歳 学校教育	3-5歳 保育必要	1-2歳 保育必要	0歳 保育必要
②確保の内容	教育・保育施設									
	地域型保育事業 その他									
②-①										
各区合計										

2 地域子ども・子育て支援事業（例）

【事業別】

①利用者支援	平成 27 年度							平成 28 年度 ～30 年度省略	平成 31 年度						
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
ア 量の見込み															
イ 確保の内容															
イーア															
②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健診、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業 その他支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業、⑧一時預かり、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、⑪放課後児童クラブ、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（省略）															
③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	平成 27 年度							平成 28 年度 ～30 年度省略	平成 31 年度						
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
ア 量の見込み															
イ 確保の内容															
イーア															

＜参考＞

■次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン（後期計画） 目標事業量

区分	単位	年度実績			平成26年度 目標事業量	達成率 (%)		
		22	23	24				
基本目標Ⅱ	認可保育所	認可保育所定員	人	14,675	15,905	17,490	18,605	94.0
		延長保育事業	か所	162	185	205	230	89.1
		一時保育事業	か所	32	35	43	39	110.3
		休日保育事業	か所	6	6	6	7	85.7
		夜間保育事業	か所	1	1	1	1	100.0
	認可外	家庭保育福祉員（保育ママ）	人	69	94	117	95	123.2
	乳幼児健康支援一時預かり	か所	3	3	3	4	75.0	
基本目標Ⅲ	地域子育て支援センター	か所	48	49	51	51	100.0	
	ふれあい子育てサポート事業	か所	4	4	4	5	80.0	
	ショートステイ事業	か所	1	2	2	5	40.0	
	トワイライトステイ事業	人	2	7	10	10	100.0	
基本目標Ⅴ	放課後児童健全育成事業	か所	113	113	113	113	100.0	
	※（ ）内は国庫補助対象	人	10,263	11,850	12,167	13,700	88.8	

※ 達成率については、小数点第2位を四捨五入したものの。

■本市の就学前児童の養育状況（平成25年4月現在）

